

豆腐の原料原産地表示について

加工食品の原料原産地表示に関わる食品表示基準の改正が平成 29 年 9 月に施行され、令和 4 年 3 月をもって経過措置期間が終了します。

これまで、平成 18 年制定の「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン」に沿って、大豆の原産地を「または」でつないで表示している豆腐製造業者が数多くおられると存じます。当該表示をしている事業者におかれましては、今後、表示の変更や根拠書類の保管等が必要になります。

豆腐製造業者の皆様におかれましては、経過措置期間終了時(令和4年3月末)までに、確実に対応していただくようお願いいたします。

変更が必要な表示例

ガイドラインでの表示例

名称：豆腐
原材料名：大豆／凝固剤（(塩化マグネシウム)「にがり」）
+（一括表示枠外に）

原料大豆は、北米産（アメリカまたはカナダ）を使用しています。）

注）表示してある原産国の大豆を適宜切り替えて使用しています。
詳細は弊社お客様窓口（電話番号〇〇〇〇）にお尋ねください。



どのような対応が必要か

適切な例

（アメリカ産とカナダ産の大豆を適宜切り替えて使用している場合の例）

名称：豆腐
原材料名：大豆／凝固剤（(塩化マグネシウム)「にがり」）
原料原産地表示名：枠外下部に記載
+（一括表示枠外下部に）

原料大豆の原産地名：アメリカ又はカナダ

注）大豆の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。
詳細は弊社お客様窓口（電話番号〇〇〇〇）にお尋ねください。

- 一括表示枠外に大豆の原産地を表示する場合は、一括表示枠内に「原料原産地表示名」という事項を立て、記載場所を明記します。
- 原料原産地名は国名を表示する必要がある、「北米産」との表示は不適切です。
- 「または」でつないで表示する場合は、「根拠」※に基づいて、国名の順序を決めて表示するとともに必ず注意書きを表示する必要があります。
- 注意書きは、「原料大豆の産地は、〇年度の実績順によるものです。」又は「原料大豆の産地は、今年度の使用計画順」等と表示する必要があります。（「表示してある原産国の大豆を適宜切り替えて使用しています。」という記載では不適切です。また、お問い合わせ窓口の紹介は、注意書きとはなりません。）

➤ 「根拠」とした資料は、賞味（消費）期限から1年間、保管する必要があります。

※「根拠」とは、その商品に使う予定の産地と同様の傾向になると考えられる「過去3年以内の1年以上の期間の使用実績」又は「今後の1年以内の使用計画」です。

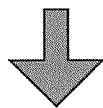
確認が必要な表示例

ガイドラインでの表示例

注！

名称：豆腐
原材料名：大豆（アメリカまたはカナダ）／凝固剤（（塩化マグネシウム）「にがり」）

注) 原料大豆の原産国は、当社における○年度の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細は弊社お客様窓口（電話番号〇〇〇〇）にお尋ねください。



どのような対応が必要か

- 注意書きに記載した、「○年度の取扱い実績」は、その商品に使う予定の産地と同様の傾向になると考えられる「過去3年以内の1年以上の期間の使用実績」又は「今後の1年以内の使用計画」でなければいけません。
- 注意書きに記載した、「○年度の取扱い実績」の根拠資料を保管する必要があります。保管期間は、賞味（消費）期限から1年間です。

認められるようになった表示例

ガイドラインにおいて、「不適切な表示」とされていた、「同一農業地域外の原産国を「又は」で記載する」ことは、認められるようになりました。

名称：豆腐
原材料名：大豆（アメリカまたは国産）／凝固剤（（塩化マグネシウム）「にがり」）

注) 大豆の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

- 「または」でつないで表示する場合は、「根拠」※に基づいて国名の順序を決めて表示する必要があります。
- 注意書きは、「原料大豆の産地は、○年度の実績順によるものです。」又は「原料大豆の産地は、今年度の使用計画順」等と表示する必要があります。
- 「根拠」とした実績や計画が書かれている書類は、賞味（消費）期限から1年間、保管する必要があります。

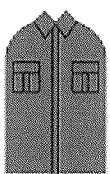
※「根拠」とは、その商品に使う予定の産地と同様の傾向になると考えられる「過去3年以内の1年以上の期間の使用実績」又は「今後の1年以内の使用計画」です。

チェックポイント

使用している大豆の原産地が、変わらないのか、2か国以上で変動があるのか、などによって、表示方法が異なります。



うちは、必ず北海道の大豆を使っている。



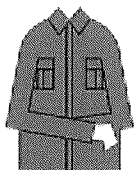
例1 常に北海道産の大豆を使用している場合

名称：豆腐

原材料名：大豆（北海道産）／凝固剤（（塩化マグネシウム）「にがり」）



うちは、だいたい北海道の大豆だけど、
手に入らないときは国産の別の産地の大豆
を使っている。
国産であることは確かだ。



例2 常に国産の大豆を使用している場合

名称：豆腐

原材料名：大豆（国産）／凝固剤（（塩化マグネシウム）「にがり」）



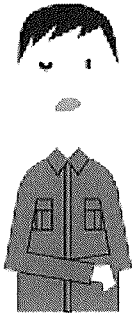
うちは、いつも北米産の大豆を使っている。
仕込みの時は、いつも必ず
アメリカ産をカナダ産よりも多く使っている。



例3 常にアメリカ産とカナダ産を使用し、常にアメリカ産の方がカナダ産より多い場合

名称：豆腐

原材料名：大豆（アメリカ、カナダ）／凝固剤（（塩化マグネシウム）「にがり」）



うちは、北米産の大豆を使っている。
アメリカ産か、カナダ産かは、
その時々によって変わるな。
アメリカとカナダを混ぜることもある。

例4 常にアメリカ産とカナダ産を使用しているが、産地の順位変動がある場合。

- (1) まず、過去3年以内の1年以上の期間で、アメリカ産とカナダ産の使用実績を調べます。
- (2) その期間の多い順に、「又は」でつなぐ表示にします。
いつの使用実績かを注意書きで表示します。
- (3) 使用実績の根拠資料は賞味期限から1年間保存します。

名称：豆腐

原材料名：大豆（アメリカ又はカナダ）／凝固剤（（塩化マグネシウム）「にがり」）

注）大豆の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。



うちは、国産の大豆とアメリカ産の大豆を
ブレンドして使っている。
仕込みの時は、いつも必ず
国産をアメリカ産よりも多く使っている。

例5 常に国産とアメリカ産を使用し、常に国産の方がアメリカ産より多い場合

名称：豆腐

原材料名：大豆（国産、アメリカ）／凝固剤（（塩化マグネシウム）「にがり」）

制度の詳細については同封している

- ・「新しい原料原産地表示制度-事業者向け活用マニュアル-」（緑の冊子）
 - ・同「別冊 実践 チェックリストと表示例」（青の冊子）
- をご参照ください。